

行政監査結果に係る措置状況報告書

(令和8年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第7号

令和8年3月12日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 谷 中 克 行

同 山 崎 毅 海

同 西 村 潤 也

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

企 画 財 政 部	1
-----------------	---

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 2 月 6 日

3. 監査結果に関する報告

令和 6 年 3 月 25 日監報第 13 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

ふるさと納税業務に係る事務事業等（ただし、企業版ふるさと納税を除く。）
（対象部局）

企画財政部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

企画課

1 寄附者と継続的なつながりを持つ取組について

総務省では、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得た資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには2つの視点が重要とし、その1つとして、ふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めることが掲げられている。

本市では、寄附者にお礼状は送付しているものの、継続的なつながりを持つ特段の取組は行っていない。

他市では、2年以上連続して寄附をされた方への感謝状の送付や寄附の活用状況などを掲載したダイレクトメールの送付を行うなどの事例が見受けられる。

ふるさと納税を通じて本市に関心を持っていただくことは有用であり、リピーターの確保に向け、本市の魅力ある返礼品の案内や寄附の活用状況をわかりやすく報告するなど十分な取組を検討し、実行されたい。

措置内容

措置済

寄附者との継続的なつながりを構築する取組として、まず寄附金の活用状況を分かりやすく発信するため、令和6年7月に本市ふるさと納税関連ウェブサイトを更新しました。あわせて、寄附者への情報発信の充実を図るため、令和7年2月より、従来のA4サイズ白黒1枚のお礼状から、A4サイズカラーのお礼状へと変更し、お礼文に加えて本市の魅力や人気返礼品を紹介する内容としました。さらに、令和7年12月からは、お礼状に本市LINE公式アカウントへの登録を促す案内を掲載し、登録者に対して新たな返礼品情報等を発信できる体制を整備しております。これらの取組を通じ、寄附後も本市との接点を持っていただく機会を創出し、リピーターの確保につなげてまいります。

2 クラウドファンディング型ふるさと納税の周知について

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、寄附金の使い道としてより具体的な事業を示し、これに共感した方からの寄附を募る仕組みである。

本市では、令和4年度から野良猫の不妊手術費用補助金増額のためのクラウドファンディングを実施し、寄附の目標額を達成する一方、他事業での実施には至っていない。

クラウドファンディング型ふるさと納税では、寄附者は自身の暮らす自治体や応援したい自治体の事業に直接寄附ができ、当該事業の所管部局は直接財源を確保できることから双方にとって有用な仕組みとなっている。これを全庁的に周知し、積極的に活用されたい。

措置内容

措置済

クラウドファンディング型ふるさと納税の全庁的な活用を促進するため、令和6年12月より、翌年度における本制度の活用希望について全庁的な照会を実施しております。この結果、令和7年度は3部署において本制度を活用した財源確保の取組を実施し、うち2つのプロジェクトにおいて目標寄附額を達成しました。また、本年度においても同様に翌年度の活用希望に関する全庁的な照会を実施しており、令和8年度は4部署が本制度を活用した財源確保の取組を実施する予定となっております。引き続き、庁内周知を図り、積極的な活用を促してまいります。